



記者発表資料



平成29年10月25日
経済農政局経済部観光プロモーション課
電話 245-5619 内線 3017
総合政策局総合政策部国家戦略特区推進課
電話 245-5375 内線 3239
保健福祉局健康部生活衛生課
電話 245-5212 内線 6080

千葉市特区民泊事業者向け説明会の初開催！

～「緑」「里」「農」の滞在型余暇活動を地域で盛り上げます！あなたの資産を有効活用しませんか～

千葉市では、内陸部の緑豊かな自然や里山など、地域資源を有効に活用した滞在型余暇活動の提供を促進することを目的として、国家戦略特別区域法の特定事業である「外国人滞在施設経営事業（特区民泊）」を実施します。

このたび、古民家等を活用した体験プランなど住宅を活用した宿泊サービスを検討されている事業者又は個人の方を対象に、特区民泊の事業開始までの手続き、設備要件など事業に関する疑問などにお答えする「特区民泊事業者向け説明会」を初めて開催しますので、お知らせします。

1 日時

平成29年11月7日（火）14：00～16：00

2 場所

市役所8階 正庁

3 定員

200人（事前申込み不要。当日先着順。参加費無料。）

4 内容

(1) 特区民泊制度の概要について

(2) 内陸部の観光振興及び特区民泊事業者に対する支援について

(3) 特別講演「正しく知って楽しくはじめる民泊」 講師 こやなぎ ひでよし 小柳 秀吉 氏

【講師略歴】

楽天トラベル株式会社にて地域振興、インバウンド事業の責任者を経て、その後株式会社百戦錬磨事業開発部部長として民泊サイト立ち上げを担う。

現在、株式会社トリップシードを設立し、代表取締役を務める傍ら株式会社パソナにてエグゼクティブプロデューサーを兼任。徳島市阿波踊りイベント民泊を手掛けるなど、民泊業界の第一線で活躍。



(4) 質疑応答

※千葉市の『特区民泊』とは

特区民泊は、外国人等の旅行者に住宅などを賃貸借契約に基づき、一定の期間以上宿泊施設として提供する事業です（日本人も利用できます。）。

本市では必要宿泊日数を2泊3日以上とし、内陸部の地域経済活動の活性化や観光振興を目的として、若葉区・緑区の一部の区域において実施します。